

平成28年度 三重県公共事業設計図書電子化業務委託 仕様書（案）

1. 委託業務の概要

平成28年度三重県公共事業設計図書電子化業務委託（以下「本業務」という。）は、県土整備部が所管している公共事業の設計図書に関して、図面・文書等を電子化する業務である。

2. 委託業務の期間

【契約日】 ～ 平成29年1月27日（金）

3. 委託業務内容

3-1. 設計図書の回収

- (ア) 電子化対象の設計図書（紙ベース）を、県土整備部所管の別紙-1の建設・流域下水道事務所（以下、「事務所」という）と回収日を調整のうえ、事務所の保管庫若しくは集積場から、機密を保持し回収すること。
- (イ) 回収にあたっては、身分証明書を提示したうえで行うこと。
- (ウ) 回収した設計図書は受注者の責において一時保管すること。

3-2. 設計図書の分別

- (ア) 回収後、電子化対象の設計図書の中から、電子化する図面・写真・報告書等と電子化しないものに発注者の指示に従い分別を行うこと。

なお、回収した設計図書には、写真アルバム、図面袋等で使用するビニール、プラスチック、布、ホッチキス芯、カーボン紙、バインダー金具等を含んでいるため、これら禁忌品も分別すること。

3-3. 設計図書の電子化

- (ア) 電子化する図面・写真・報告書等について、別紙-2に基づき電子化を行うこと。

3-4. ファイル名の作成

- (ア) 電子化されたファイルについては、別紙-2 2. ファイル・フォルダ命名規則に基づきファイル名を作成すること。

3-5. フォルダの作成

- (ア) 電子化されたファイルを格納するため、別紙-2 2. ファイル・フォルダ命名規則に基づきフォルダを作成すること。

3-6. 設計図書の廃棄

- (ア) 電子化作業を完了した図面・写真・報告書等及び電子化しなかったものについては、秘密を厳にし、下記いずれかの方法により設計図書の廃棄を実行すること。

なお、設計図書の廃棄には、3-2により分別した禁忌品の処理も含まれる。

① 裁断処理の場合

一時保管した場所で裁断処理を行い、処理場まで輸送すること。

又は、機密を保持し処理場まで輸送したうえで、裁断処理を行うこと。

② 溶解処理の場合

機密を保持し溶解処理工場まで輸送し、溶解処理を行うこと。

(イ) 禁忌品は分別を行い適正に処理すること。

(ウ)(エ)(イ)いずれの場合も「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）を遵守するとともに、廃棄処理作業の完了後は、処理年月日、処理量等を記載した処理工場等発行の処理証明書を提出すること。

3-7. 一覧表の作成

(ア) 3-1により回収した設計図書の事務所名及び案件名称を様式A「成果品一覧表（xls形式）」に記入すること。

(イ) 3-3により電子化した設計図書について、フォルダ名称、電子化書類名及び原稿サイズ別電子化枚数を様式A「成果品一覧表（xls形式）」に記入すること。

4. 成果品について

(ア) 本業務で提出する成果品は以下のとおりとする。

- ・電子記憶媒体（CD-R若しくはDVD-R） 2部
- ・電子媒体等納品書 1部
- ・処理工場等発行の処理証明書

なお、電子記憶媒体には以下のデータを格納する。

- ・別紙2に基づくフォルダ及び電子化した設計図書ファイル
- ・様式A「成果品一覧表」

5. 注意事項

(ア) 本業務の成果に関する著作権及び著作者人格権の一切の権利は本県に帰属する。

(イ) 本業務に従事するにあたっては、三重県個人情報保護条例を遵守すること。受注者の故意又は過失により図書を散逸又は紛失した場合若しくは機密漏洩した場合は、受注者は当該事由により生じた本県の損害を賠償しなければならない。

6. その他

6-1 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア)断固として不当介入を拒否すること。

(イ)警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ)委託者に報告すること。

(エ)業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行

うこと。

- 6-2 受注者が3-1の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱第7条第2項の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。